			様		宇美	<b>美町長</b>	第年	月	号日即
履行延期決定通知書									
年 月 日付けで申請のありました次の債務に関する履行期限の延期について決定しま したので通知します。									
決定の内容			□履行	延期する  [	□履行延期しなレ	,			
債務の内容	債務名								
	債務額								
	内訳	元本金額							
		延滞金又は 遅延損害金 の額							
履行延期を必要とする理由									
履行延期に伴う担保			□ 連帯保証人 □ その他						
納付計画		回数	元 金	延滞金・遅延損害金	合計	Ā	履行期限	限	

## 特約条件

- (1) 債権の保全上必要があるときは、町長の求めに応じてその業務又は財産の状況に関して報告し、帳簿書類その他の参考となるべき資料を提出すること。
- (2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該履行延期の特約等に係る履行期限を繰り上げること。
  - ア 債務者が町の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分した とき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に 債務を負担する行為をしたとき。
  - イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者 が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
    - 宇美町債権管理条例施行規則第7条各号のいずれかのとき。
  - ウ 債務者が前号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に 従わないとき。
  - エ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る 履行期限によることが不適当となったと認められるとき。
- (3) 町の保有する当該債務者等の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を町長が利用することについて承諾すること。
- (4) 町の保有しない当該債務者等の情報のうち、債権の管理のために必要な情報につき町長が官公署等に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は債務者等の財産に関連がある情報を保有している者及びこれを保有していると認めるに足りる相当の理由がある者に質問し、若しくは財産等に関する帳簿書類等を調査し、当該情報を利用することについて承諾すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。 公債権に使用する場合は、必要に応じ、この処分に係る教示文を記載すること。